（水産資源保護法の一部改正）

第二百八十九条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「漏せつ」を「漏せつ、」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条から第四十三条までの規定、第四十五条及び第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第二百九十条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第八条の七第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第三十八条中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（家畜取引法の一部改正）

第二百九十一条　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号及び第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第四号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正）

第二百九十二条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法に」を「同法に」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二百九十三条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十三条の二第一項及び第二項、第百二十四条、第百二十四条の二、第百二十五条第一項、第百二十六条並びに第百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第二百九十四条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第二百九十五条　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第二百九十六条　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第二百九十七条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二百九十八条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第五号及び第九十五条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項、第九十八条の二から第九十九条の二までの規定、第九十九条の二の四及び第九十九条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正）

第二百九十九条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法に」を「同法に」に改める。

第十三章　経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第二百条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号ロ及び第三十八条第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条及び第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第六十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条から第六十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉱山保安法等の一部改正）

第二百一条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第六十条及び第六十一条

二　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第七十八条

三　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項及び第二項、第六十九条の七第一項、第七十条第一項、第七十条の二並びに第七十一条

四　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第七十九条

五　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百四十七条第一項、第百四十八条及び第百四十九条

六　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第五十四条及び第五十五条

七　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百九十二条第一項及び第二項並びに第百九十四条から第百九十八条まで

八　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十七条

九　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条第一項及び第三十条

十　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十六条から第百九十八条まで、第百九十九条第一項、第二百条、第二百条の二及び第二百条の三第一項